

## ○大多喜町移住支援事業支援金交付要綱

令和元年10月8日

告示第25号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大多喜町人口ビジョン・総合戦略及び千葉県等とともに策定した地域再生計画である「千葉県まち・ひと・しごと創生推進交付金計画」に基づき、大多喜町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の範囲内において、大多喜町移住支援事業支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、大多喜町補助金等交付規則（昭和55年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (移住支援金の額)

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の場合にあっては、100万円、単身の場合にあっては、60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は、100万円を加算する。

### (交付対象者)

第3条 移住支援金の交付対象者は、申請時に別表第1に定める要件を満たす者のうち、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第5の要件を満たす者とする。

### (交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大多喜町移住支援事業支援金交付申請書（別記第1号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 身分証明書の写し
- (2) 別表第1の要件を満たすことを証する書類
- (3) 別表第2に該当する場合は、就業先の就業証明書（別記第2号様式）
- (4) 別表第3に該当する場合は、そのことを証する書類
- (5) 別表第4に該当する場合は、そのことを証する書類
- (6) 別表第5に該当する場合は、そのことを証する書類
- (7) 世帯の申請をする場合には、別表第1の4に該当することを証する

## 書類

### (8) その他町長が必要と認める書類

#### (交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、移住支援金の交付の可否を大多喜町移住支援事業支援金交付決定(却下)通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

#### (交付決定通知書の再交付)

第6条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、大多喜町移住支援事業支援金交付決定通知書再交付願(別記第4号様式)(以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

#### (再交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに大多喜町移住支援事業支援金交付決定通知書(再交付)(別記第5号様式)により、申請者に交付する。

#### (届出の義務)

第8条 移住支援金の交付を受けた者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに大多喜町移住支援事業支援金申請事項変更届出書(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。

#### (報告及び立入調査)

第9条 町長は、大多喜町移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、大多喜町移住支援事業に関する報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

#### (返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める移住支援金の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りでない。

#### (1) 全額の返還

##### ア 虚偽の申請等をした場合

- イ 移住支援金の申請日から3年未満に大多喜町から転出した場合
- ウ 別表第2に該当する者が、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 地域課題解決型起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

- 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大多喜町から転出した場合
- 2 移住支援金の交付を受けた者が、前項の規定により移住支援金の返還をするときは、町長が定める期限までに返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日告示第38号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、令和2年1月16日以後に大多喜町へ転入の届出をした者について適用し、同日前に転入の届出をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月18日告示第53号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日以後に大多喜町へ転入の届出をした者について適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の第3条の規定による申請についてなされた手続については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月30日告示第18号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の大多喜町外部公益通報に関する要綱、第2条の規定による改正前の大多喜町職員等の公益通報に関する要綱、第3条の規定による改正前の大多喜町シンボルキャラクターデザイン等の使用に関する要綱、第4条の規定による改正前の大多喜町コミュニティ育成事業補助金交付要綱、第5条の規定による改正前の大多喜町コミュニティ助成事業補助金交付要綱、第6条の規定による改正前の大多喜町東京線高速バス通学費補助金交付要綱、第7条の規定による改正前の大多喜町いすみ鉄道基盤維持費補助金交付要綱、第8条の規定による改正前の大多喜町いすみ鉄道運行経費補助金交付要綱、第9条の規定による改正前のいすみ鉄道シニア会員制度補助金交付要綱、第10条の規定による改正前のいすみ鉄道利用増大対策事業補助金交付要綱、第11条の規定による改正前の大多喜町無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱、第12条の規定による改正前の大多喜町お試し居住事業実施要綱、第13条の規定による改正前の大多喜町移住支援事業支援金交付要綱、第14条の規定による改正前の大多喜町結婚新生活支援事業補助金交付要綱、第15条の規定による改正前の大多喜町特殊詐欺対策電話機購入助成事業実施要綱、第16条の規定による改正前の大多喜町職員の再任用に関する事務取扱要綱、第17条の規定による改正前の大多喜町職員の退職勧奨に関する要綱、第18条の規定による改正前の自動車等事故に伴う損害賠償等の事務処理要綱、第19条の規定による改正前の大多喜町ふるさと感謝券取扱要綱、第20条の規定による改正前の大多喜町特定建設工事共同企業体取扱要綱、第21条の規定による改正前の大多喜町検査要綱、第22条の規定による改正前の大多喜町町税等口座振替収納事務取扱要綱、第23条の規定による改正前の大多喜町有料広告掲載に関する要綱、第24条の規定による改正前の大多喜町小中学校遠距離通学費補助金交付要綱、第25条の規定による改正前の大多喜町学校給食費補助金交付要綱、第26条の規定による改正前の大多喜町社会教育団体及び社会体育団体バス利用補助金交付要綱、第27条の規定による改正前の大多喜町文化財補助金交付要綱、第28条の規定による改正前の大多喜町社会福祉賞要綱、第29条の規定による改正前の大多喜町奉仕活動災害見舞金給付要綱、第3

0条の規定による改正前の大喜町入学祝いポイント制度事業実施要綱、第31条の規定による改正前の大喜町後期高齢者短期人間ドック経費助成要綱、第32条の規定による改正前の大喜町移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱、第33条の規定による改正前の大喜町子育てタクシー助成事業実施要綱、第34条の規定による改正前の大喜町子育て応援ヘルパー派遣事業実施要綱、第35条の規定による改正前の大喜町介護サービス利用に係るやむを得ない事由による措置要綱、第36条の規定による改正前の大喜町老人日常生活用具給付事業実施要綱、第37条の規定による改正前の大喜町家具転倒防止器具給付事業実施要綱、第38条の規定による改正前の大喜町ねたきり老人おむつ等利用券支給要綱、第39条の規定による改正前の大喜町配食サービス事業実施要綱、第40条の規定による改正前の大喜町外出支援サービス事業実施要綱、第41条の規定による改正前の大喜町寝具乾燥消毒事業実施要綱、第42条の規定による改正前の大喜町軽度生活援助事業実施要綱、第43条の規定による改正前の大喜町生活管理指導員派遣事業実施要綱、第44条の規定による改正前の大喜町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱、第45条の規定による改正前の大喜町緊急通報体制等整備事業実施要綱、第46条の規定による改正前の大喜町救急医療情報キット配布事業実施要綱、第47条の規定による改正前の大喜町補装具業者の登録等に関する要綱、第48条の規定による改正前の大喜町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱、第49条の規定による改正前の大喜町生活ホーム運営事業補助金交付要綱、第50条の規定による改正前の大喜町意思疎通支援事業実施要綱、第51条の規定による改正前の大喜町移動支援事業実施要綱、第52条の規定による改正前の大喜町障害者支援施設等通所者交通費助成要綱、第53条の規定による改正前の大喜町日中一時支援事業実施要綱、第54条の規定による改正前の大喜町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱、第55条の規定による改正前の大喜町障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱、第56条の規定による改正前の大喜町在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給事業実施要綱、第57条の規定による改正前の大喜町障害者訪問入浴サービス事業実施要綱、第58条の規定による改正前の大喜町福祉タクシー事業実

施要綱、第59条の規定による改正前の大多喜町経過的精神障害者共同作業所運営事業補助金交付要綱、第60条の規定による改正前の大多喜町健康づくり支援事業実施要綱、第61条の規定による改正前の大多喜町高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱、第62条の規定による改正前の大多喜町肺炎球菌ワクチン接種費用助成要綱、第63条の規定による改正前の大多喜町高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱、第64条の規定による改正前の大多喜町風しんワクチン接種費用助成要綱、第65条の規定による改正前の大多喜町風しん追加的対策事業実施要綱、第66条の規定による改正前の大多喜町2歳児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布事業実施要綱、第67条の規定による改正前の大多喜町妊婦及び乳児一般健康診査実施要綱、第68条の規定による改正前の大多喜町新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業実施要綱、第69条の規定による改正前の大多喜町妊婦歯科健康診査費助成金交付要綱、第70条の規定による改正前の大多喜町歯周病検診事業実施要綱、第71条の規定による改正前の大多喜町特定不妊治療費助成事業実施要綱、第72条の規定による改正前の大多喜町一般不妊治療費助成事業実施要綱、第73条の規定による改正前の大多喜町産後ケア事業実施要綱、第74条の規定による改正前の大多喜町家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付要綱、第75条の規定による改正前の大多喜町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱、第76条の規定による改正前の大多喜町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱、第77条の規定による改正前の大多喜町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、第78条の規定による改正前の大多喜町墓地の許可に関する事前協議要綱、第79条の規定による改正前の大多喜町国民健康保険及び老人保健に係る診療報酬明細書等の開示に関する取扱要綱、第80条の規定による改正前の大多喜町国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱、第81条の規定による改正前の大多喜町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱、第82条の規定による改正前の大多喜町地域密着型サービス施設整備等事業補助金交付要綱、第83条の規定による改正前の大多喜町認知症予防教室実施要綱、第84条の規定による改正前の大多喜町介護予防・生活支援サービス事業実施要綱、第85条の規定による改正前の大多喜町介護予

防・生活支援サービス事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱、第86条の規定による改正前の大多喜町地域支え愛センター制度実施要綱、第87条の規定による改正前の大多喜町住宅改修支援事業実施要綱、第88条の規定による改正前の大多喜町介護予防複合型教室実施要綱、第89条の規定による改正前の大多喜町からだいきいき塾事業実施要綱、第90条の規定による改正前の大多喜町介護保険福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払いに関する要綱、第91条の規定による改正前の大多喜町介護ロボット導入促進事業補助金交付要綱、第92条の規定による改正前の大多喜町中小企業経営改善資金等利子補給金交付要綱、第93条の規定による改正前の大多喜町景観整備事業補助金交付要綱、第94条の規定による改正前の大多喜町農業委員会農業委員の選任に関する要綱、第95条の規定による改正前の大多喜町土地改良事業補助金交付要綱、第96条の規定による改正前の大多喜町農家組合長設置要綱、第97条の規定による改正前の大多喜町農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱、第98条の規定による改正前の大多喜町経営体育成支援事業補助金交付要綱、第99条の規定による改正前の大多喜町機構集積協力金交付要綱、第100条の規定による改正前の大多喜町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱、第101条の規定による改正前の大多喜町森林・山村多面的機能発揮対策事業補助金交付要綱、第102条の規定による改正前の大多喜町中山間地域等直接支払交付金交付要綱、第103条の規定による改正前の大多喜町農業次世代人材投資資金交付要綱、第104条の規定による改正前の大多喜町飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱、第105条の規定による改正前の大多喜町農林道等維持管理及び資材の支給に関する要綱、第106条の規定による改正前の大多喜町木の駅プロジェクト支援事業補助金交付要綱、第107条の規定による改正前の大多喜町狩猟免許取得補助金交付要綱、第108条の規定による改正前の大多喜町竹粉碎機貸出要綱、第109条の規定による改正前の大多喜町地籍調査推進協力員要綱、第110条の規定による改正前の大多喜町分譲地成約手数料制度要綱、第111条の規定による改正前の大多喜町法定外公共物の維持管理に要する資材等の支給要綱、第112条の規定による改正前の大多喜町空き家・空き地バンク制度要綱、第113条の規定による改正前の大多喜町空き家家財道

具等撤去費補助金交付要綱、第114条の規定による改正前の大多喜町住宅リフォーム奨励金交付要綱、第115条の規定による改正前の大多喜町住宅取得奨励金交付要綱、第116条の規定による改正前の大多喜町宅地開発事業指導要綱、第117条の規定による改正前の大多喜町り災証明書交付要綱及び第118条の規定による改正前の大多喜町自主防災組織設置助成要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年4月13日告示第37号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日以後に大多喜町へ転入の届出をした者について適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の第3条の規定による申請についてなされた手続については、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月16日告示第7号）

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第27号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第2条、第3条、別表第3及び別記第1号様式の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請について適用し、施行日前に申請のされた手続については、なお従前の例による。

附 則（令和5年8月3日告示第68号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この告示の施行

の日（以下「施行日」という。）以後の申請について適用し、施行日前に申請のされた手続については、なお従前の例による。

附 則（令和5年1月21日告示第81号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表第2の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請について適用し、施行日前に申請のされた手続については、なお従前の例による。

附 則（令和7年5月8日告示第51号）

この告示は、公示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

次に掲げる1、2及び3に該当すること。

世帯人員が2人以上の世帯向けの金額の移住支援金の交付を申請する場合にあっては、4も該当すること。18歳未満の世帯員を帶同して移住することにより加算を申請する場合にあっては、5にも該当すること。

1 移住元に関する要件	次の各号のいずれにも該当するものとする。 ただし、埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間もこの事業の移住元としての対象期間とすることができます。 (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内又は埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者とし
-------------	---

	<p>ての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。) をしていたこと。</p> <p>(2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内又は埼玉県、東京都及び神奈川県のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができます。）。</p>
2 移住先に関する要件	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 大多喜町に平成31年4月5日以降に転入したこと。</p> <p>(2) 移住支援金の申請時において、大多喜町に転入後1年以内であること。</p> <p>(3) 大多喜町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。</p>
3 その他の要件	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者は除く。）でないこと。</p> <p>ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為</p> <p>イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為。</p>

	<p>ウ 大多喜町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。</p> <p>(4) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(5) 世帯の全員が過去にこの要綱に基づく移住支援金の受給者でないこと。</p> <p>(6) 世帯全員が大多喜町から賦課されている町税等を滞納していないこと。</p> <p>(7) その他町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。</p>
4 世帯に関する要件	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月5日以降に大多喜町に転入したこと。</p> <p>(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時ににおいて大多喜町に転入後1年以内であること。</p> <p>(5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、上記3（1）から（3）及び（5）から（7）の全てに該当すること。</p>
5 18歳未満の者に関する要件	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。</p>

- |  |                      |
|--|----------------------|
|  | (2) 本事業における申請者でないこと。 |
|  | (3) 申請者の配偶者でないこと。    |

別表第2 (第3条関係)

1 一般の場合

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 就業先が、移住支援金の対象として千葉県のマッチングサイトに掲載されている求人であること。
- (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (5) 第2号に規定する求人への応募日が、同号に規定するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (6) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2 専門人材の場合

千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (3) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

別表第3 (第3条関係)

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常に通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
- (3) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

別表第4（第3条関係）

移住支援金の申請日までの1年以内に公益財団法人千葉県産業振興センターから地域課題解決型起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていること。

別表第5（第3条関係）

次に掲げる1のいずれかに該当し、かつ、2のいずれかに該当すること。	
1 支給対象者 (関係人口) の 要件	(1) 大多喜町に居住経験のある者 (2) 町内に3親等以内の親族が居住している者 (3) 町内に所在する高等学校、短期大学又は大学に在学していた者 (4) 町内に所在する事業所に在勤していた者
2 地域の担い手 確保の要件	(1) 大多喜町農業次世代人材投資資金交付要綱（平成30年告示第44号）に規定する資金の交付決定を受けている者 (2) 家業を継承する者